

大阪経済法科大学経法学会会則

第1条 本会は、大阪経済法科大学経法学会と称し、事務局を大阪経済法科大学内に置く。

第2条 本会は、学術の研究活動を振興し、その成果の普及を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)機関誌の発行

(2)研究叢書、学術書、学生論集及びその他の刊行物の発行

(3)研究会及び講演会の開催

(4)学生による研究活動の支援

(5)その他運営委員会において適当と認められた事業

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1)正会員 本学専任教員

(2)学生会員 本学学生

(3)特別会員 本会の趣旨に賛同し協力する者のうち運営委員会において適当と認められた者

第5条 会員は、機関誌の配布を受け、本会の実施する事業に参加することができる。

第6条 会員は、次の会費を納めなければならない。

(1)正会員 年額10,000円

(2)学生会員 年額4,000円

(3)特別会員 運営委員会において定める。

2 本会は、会費及び寄付金で運営する。

第7条 本会の役員及びその選出方法は、次のとおりとする。

(1)会長 1名 学長

(2)副会長 6名 経済学部長、経営学部長、法学部長、国際学部長、教養部長及び経済学研究科長

(3)運営委員 15名 経済学部・経済学研究科、経営学部、法学部、国際学部及び教養部所属の正会員から選ばれた各3名

(4)編集委員 10名 経済学部・経済学研究科、経営学部、法学部、国際学部及び教養部所属の正会員から選ばれた各2名

(5)会計委員 5名 経済学部・経済学研究科、経営学部、法学部、国際学部及び教養部所属の正会員から選ばれた各1名

(6)会計監査 2名 正会員から選ばれた2名

第8条 役員は、次の職務を行うものとする。

(1)会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2)副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した副会長が、その会務を代行する。

(3)運営委員は、運営委員会を構成し、本会事業の審議に当たる。

(4)編集委員は、機関誌、研究叢書、学術書、学生論集などの編集に当たる。

(5)会計委員は、本会の会計事務をつかさどる。

(6)会計監査は、本会の会計を監査する。

第9条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 本会の運営は、運営委員会によって行う。

2 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員によって構成され、会長が召集して議長となる。

3 運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

4 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1)会則の改正に関する事項

(2)事業計画及び予算に関する事項

(3)事業報告及び決算に関する事項

(4)役員を選出に関する事項

(5)その他会務の処理に関する事項

5 運営委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、会則の変更は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第11条 本会は、毎年1回総会を開催する。ただし、運営委員会において必要と認められたときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会の構成員は、正会員及び学生会員とする。

第12条 会長は、総会を招集し、次の事項を報告してその意見を求めるものとする。

(1)会則改正

(2)事業計画及び予算

(3)事業報告及び決算

(4)役員を選出

(5)その他会長が必要と認められた事項

2 運営委員会は、総会で出された意見を必要に応じて審議し、その結果を会員に報告するものとする。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条 第3条に定める事業を実施するため、経済学部・経済学研究科、経営学部、法学部、国際学部及び教養部所属の正会員を構成員とする各部会を置く。

2 部会の運営に関する事項については、別に定める。

附則

1 本会則は、2011年4月1日から施行する。

2 これまでの三学会（「大阪経済法科大学経済学会」「大阪経済法科大学法学会」

「大阪経済法科大学経法学会」）の会則は、廃止する。

附則

本会則は、2015年4月1日から施行する。

附則

本会則は、2016年4月1日から施行する。

附則

本会則は、2019年4月1日から施行する。